

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	9-2										
許認可等の種類	食品衛生監視員養成施設の登録														
根拠法令条例等・条項	食品衛生法施行令第9条、食品衛生法施行規則第50条														
許認可等の概要	食品衛生監視員養成施設の登録														
	<p>食品衛生法施行規則第50条に定める基準による他、食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の登録等に関する事務処理要領による。</p> <p>食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の登録等に関する事務処理要領登録基準 (令第14条(令第9条第2項において準用する場合を含む。)、規則第50条関係)</p> <p>① 学校教育法に基づく大学又は同法第104条第4項第2号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。</p> <p>② 規則別表第14の左欄の学科ごとに同表の右欄に掲げる科目を1科目以上履修させ、その単位数の合計が22単位以上であること。</p> <p>(規則別表第14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th><th>科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学</td><td>分析化学、有機化学、無機化学</td></tr> <tr> <td>生物化学</td><td>生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学</td></tr> <tr> <td>微生物学</td><td>微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学</td></tr> <tr> <td>公衆衛生学</td><td>公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学</td></tr> </tbody> </table> <p>③ ②に掲げる科目及び以下の掲げる科目を履修させ、その単位の合計が40単位以上であること。 (規則別表第15)</p> <p>水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析化学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目</p> <p>④ 原則として以下に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。 (食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)別表の第2欄)</p> <p>遠心分離機、純水製造装置、超低温槽、ホモジナイザー、ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、原子吸光分光光度計、高速液体クロマトグラフ、乾熱滅菌器、光学顕微鏡、高圧滅菌器、ふ卵器</p>	学 科	科 目	化学	分析化学、有機化学、無機化学	生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学	微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学	公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学				
学 科	科 目														
化学	分析化学、有機化学、無機化学														
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学														
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学														
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学														
基準の制定根拠	食品衛生法施行規則第50条														
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難)														
期間の制定根拠	—														